

激論! 朝まで生DG!



—刑事事件を肴に議論する事を議論する—

まずは事の発端から振り返ってみましょう。
それは企画さんからの一通のメールで始まりました。

いよいよ裁判員制度が始まります。
そこでDGもひとつの事件を追って判決を考えてみたいと思います。
事件は最高裁まで争われ無期懲役が決定したが、その後再審請求が出された「東電OL殺人事件」。無期懲役は妥当なのか、それとも冤罪か。みなさんはどのような判断をしますか？
事件の詳細はこちらを参照ください。
<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/knight9/touden.htm>

<矢澤>

裁判員としての判断、東電OL事件を扱うのですか？どうしてこの事件を題材にされるのでしょうか？何が争点だと思われているのでしょうか？
出来れば実りある議論にしたいと思い、ある程度争点を明らかにしておいた方が良いかと思いますが、如何でしょうか？それとも興味本位に各自が思い思いのことを述べる、というスタイルで行きますか？私個人としては若干それには抵抗を感じます。

<タツノオトシゴ>

今回のテーマについては、個人的に不参加の予定でした。理由は、私自身の仕事の係わりで、たとえフィクションであってもこの種の判断に、個人的意見を加えて参加する事が憚らせます。出所してきた人のサポート「更生保護」や「冤罪への糾弾」は得意です。(^^；
仕事から、『守秘義務や倫理規定』に係わる事も多く犯罪心理的には、興味があるのですが……
何時まで経っても、時代遅れのタツノオトシゴ より

<TICA>

「どうしてこの事件を題材にされるのでしょうか」
この事件を題材にした書籍はたくさん出ていてまた、テレビでもかなり扱われていたのでみなさんが知っている事件でいまだ継続中の事件だということ。それと、誤解を招いてしまうかもしれないので怖いのですが思い切って言うてしまうとあまり残酷ではないということ。人が亡くなっていない小さな事件（近所の喧嘩程度の）にしようかと思いましたが
創作の事件にしようかとも思いましたが、小さな事件を探すことや話を作る能力が私にありませんでした。もっと思い切って言うてしまうと東電の役職に就いていた人の行動の心理に興味がありました。事件そのものより、その人自身に興味があるというのが本音かもしれません。その点で全く興味本位、好奇心といったものが私にあるのは否めません。

「何が争点だと思われているのでしょうか？」

問題にしたテレビを何度か見たり、たくさんの書籍も出ていてそのうちの小説化されているものなどを何冊か読みました。そこで問題にされているのは、冤罪ではないかということ。懲役刑の前に、無罪か有罪かがあるようです。時間がたちすぎて今はネット情報しかないので知ることができることもかなり限られてしまいそこから考えるのは困難なことだと思いますがみなさんがどのような判断を下すのか知りたいと思いました。

<矢澤>

この事件は私も興味があつて、佐野真一でしたか、本も買って読みました。ただ、恥ずかしながら完璧に興味本位。一流企業のエリート社員の売春という衝撃に対する興味本位です。私も冤罪の臭いを感じますが、あまりに実情を知らないため、単なる水掛け論に終わってしまうのが心配です。また被害者のご家族のことを思うと、興味本位にワイワイ議論をするのも気が引けます。

事件として取り上げるなら、「和歌山毒入りカレー事件」はどうでしょうか？争点は「あれは本当に殺人事件だったのか？」殺人罪が成立するためには殺意が必要です。犯人に殺意があつたのか？少なくとも動機の解明はなされなかったため、その点では殺意があつたことを証明は出来なかった。明確な殺意がなくとも、未必の故意というのも考えられますが、そうなるも砒素が致死量以上混ぜられていたのかどうか、が問題になると思うのですが、新聞の報道ではその点は明確ではありません。裁判所はどうやって殺意があつたことを証明して、殺人罪を成立させたのか、興味があります。

この事件では4人の人が死にました。だが、もし事件後適切な医療行為がなされていれば4人は死なずに済んだのかも知れない、という説もあります。当時中学生だった女性が夏休みの宿題として書いたルポがそれで、その本（四人はなぜ死んだのか）は文芸春秋の賞を取りました。それによると被害者の一人鳥居幸さんは、明日は退院できる、とまで回復していたのに、その後行われた治療（青酸カリによる被害と誤認されたため施された治療が砒素中毒に悪影響を与えたらしい）で急激に容態を悪化させた、とか。私は、この事件はひょっとしたら殺人ではなく、傷害致死として裁くべきではなかったか、と思っています。犯人は「確かに砒素は入れたけど、まさか死ぬとは思わなかった」と心の中で思っているのではないかとそんな気がするのです。皆さんはどう思われるのでしょうか？

<タツノオトシゴ>

今回の提案についても、反対せざるをえません（一；たとえ、一部のメンバーが集まって意見を述べるにしても法治国家として、すでに判決が出ている内容について別の見方、ある意味では『意義あり！』となることもあり「そんな不穏なメンバーが集まっている集団はけしからん！」となり事務局が自宅捜査され、関係者が事情聴取され、想像するだけで・・・あとが恐ろし〜い！

何年か前に、その辺の法律が変わり、見方によっては共謀罪適用です。裁判官制度のシュミレーションは、実際の判例が確定している事件や現在進行形の事件を扱ってはいけません。事例検討という、特定できない形でのシュミレーションが必要でしょう。和歌山県は私の本籍地で、県民意識としても忘れてしまいたい事件です。怨念を閉じ込めてしまうには、まだまだ時

間が掛かります。

折角の企画提案に水を差すようなことになり、スママセン。(^^ ;

<矢澤>

> 法治国家として、すでに判決が出ている内容について 別の見方、ある意味では『意義あり!』となることもあり 「そんな不穏なメンバーが集まっている集団はけしからん!」となり 事務局が自宅捜査され、関係者が事情聴取され、想像するだけで・・・あとが恐ろし〜い!

面白いですね。僕は現在の日本では言論の自由、集会・結社の自由が認められているという認識でおりますが・・・

> 何年か前に、その辺の法律が変わり、見方によっては共謀罪適用です。

ううん、共謀罪というのは良く知らないからなんともいえません。

具体的な事件を取り上げるより、こういう議論をすることの是非についての議論、と言う方が面白かったりして・・・如何でしょうか？僕としては日本が自由な国（勿論公序良俗の範囲で）であって欲しい、と願っています。

<うさお>

企画的には面白いが成り立たないのではと思っておりました。罪人の罪をどのように陪審するのか？・・・dokugakuの会員が個別に文献をあさって、有罪か無罪か審判してその理由を述べれば・・・という意見もありました。

それでは dokugaku のメンバー全員が裁判員団なのに、共通の証拠や、検事や弁護士の弁論は等しく提示されないことになります。裁判員個人としての判断能力を競うものなら別ですが、最終的にその判決でよいのか？と言うところは与えられない訳ですからなんとなく宙に浮いた感じになります。どういう形でまとめましょうか？とても難しそうです。この企画の肝は、自分達は冤罪を作らないのにはどう行動すべきかなのでしょうか？

(うう・・・硬てえなあ・・・アセ、アセ、アブラアセ・・・)

タツオトさんの言いたかったことは、興味本位で取り組まれるのは嫌だなあって意識ではないですか？裁判員に選ばれたら自分の主義主張に係わらず人を罰しなくてはならないと言うことが重くのしかかっているのでは・・・。理解してもらうのに法を持ち出すのは少しネガティブです。矢澤さんの言うように、「こういう議論をすることの是非についての議論と言う方が面白かったりして・」を企画にしたほうが dokugaku っぽいですね。

ぴょん・ぴょん・うさお (パニーボーイで〜す)

<TomyJr.>

> たとえ、一部のメンバーが集まって意見を述べるにしても 法治国家として、すでに判決が出ている内容について> 別の見方、ある意味では『意義あり!』となることもあり 「そんな不穏なメンバーが集まっている集団はけしからん!」となり 事務局が自宅捜査され、関係者が事情聴取され、想像するだけで・・・あとが恐ろし〜い!

ご冗談でしょ！いくらなんでもそんなバカな話はないでしょう。それは言論統制ですよ。それこそ憲法で保証されている「言論の自由」の侵害ですよ。

憲法第 21 条

1.集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2.検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

> 何年か前に、その辺の法律が変わり、見方によっては共謀罪適用です。

裁判官制度のシュミレーションは、実際の判例が確定している事件や 現在進行形の事件を扱ってはけません。

「判例が確定している事件」や「現在進行形の事件」でない事件なんてあるんでしょうか？これじゃあ、要するに事件として認識されたものについては全て議論できないことになってしまつて新聞も TV も雑誌も記事もかけなければ番組も作れません。そんなバカなことあるわけないでしょ！

>事例検討という、特定できない形でのシュミレーションが必要でしょう。和歌山県は私の本籍地で、県民意識としても忘れてしまいたい事件です。怨念を閉じ込めてしまうには、まだまだ時間が掛かります。

「県民感情」は理解できますが、それはあくまでも感情の問題であつて法的な問題ではありませんよね。

> 折角の企画提案に水を差すようなことになり、すみません。(^^ ;

いえいえ。お蔭様で、この企画自体がずっと面白くなりましたよ。

<TICA>

- ①「カレー事件」でやる
- ②「こういう議論をすることの是非についての議論」
(裁判員制度をシミュレーションすることの是非)
- ③まったく新しい企画にする

<矢澤>

公序良俗の範囲内での自由、というところが実は曲者だと思っているのですが、公序良俗を盾に振りかざして、かつての憲兵みたいなことが出来るかどうか、そういう点についても皆様のご意見を伺えたらありがたいと思っています。

<タツノオトシゴ>

大分意見が分かれているようです。矢澤さんの言うように、「こういう議論をすることの是非についての議論と言う方が面白かったりして・・・」を企画にしたほうが dokugaku っぽいですね。後はお任せいたします。(^^ ;タツノオトシゴは、ヒール役で顔を出させていただきます。

<うさお>

朝まで生どくがくってどうでしょう？

<タツノオトシゴ>

是か！非か！！企画としては面白そうです。(^^ ;ディベート方式で、二つのグループに分け最終的にうさおさんか CITA さんがジャッジです。3～4回に分けてシリーズ物で楽しめそうです。タツオトは悩んでいます・・・「是か非か、それが問題だ！」

<かず>

今回の企画は難しくて…特に今までの皆さんの意見交換だけでも、読ませて頂くだけで“そなんだ～ネ”と言うような感じでした。でも、面白かったです。

ですので“朝まで～”企画面白いと思います…が私は参加できるか自信はありませんので 討

論している 皆さんを傍聴し国会のようにヤジをとばす～＃?みたいな形で参加出来たらさせて頂きたいと思います…

<Yuko>

企画の内容について、活発な意見を興味深く拝見しました。私としては、当初の「東電OL殺人事件」に興味があります。不謹慎かも知れませんが、その事件から様々な人間関係や被害者、容疑者らの生き方が浮き彫りにされ、そのことにも興味がわきます。冤罪か否か・・・有罪か無罪か・・・「私を殺したのは誰？」 被害者の声が聞こえてきます。

ただ、たしかに被害者、そしてその親族の事を考えると興味本位な捉え方をしてはいけない様にも思いますが・・・DNA 鑑定の件でも、現在と事件当時ではその信憑性に些かの疑いの余地も残っており、やっぱり興味がそそられます。

「和歌山カレー事件」は冤罪か否か・・・で論ずる必要もないと考えます。彼女が冤罪だと言って憚らないのは、彼女自身がそう思いこんでいる、一種の精神異常の現れだとさえ思います。ヒ素は入れたけれど、死んでしまうとは思わなかった・・・?いいえ、彼女は自分がヒ素を入れた事実をも、記憶の中から消し去っているのです。私は彼女の不適な（ふてぶてしい）あの顔を思い出すたびにどうしても病的なものを感じてしまいます。

・・・という事で、こういう風にいろいろな意見を話しあうのは面白い企画なのではないでしょうか。

<日出彦>

ROM を決め込んで楽しんでいましたが火の粉が飛んできましたね！小生は③を提案します。年齢的には裁判員の対象外に近づきつつありますが、もし選ばれてしまったら、肩の荷が重いなど思っていました。

②では二つの事件ともまだ生々しすぎて、真偽を独断的に議論することに倫理的な抵抗を感じます。軽く流すような議論は不謹慎な気がするのです。かつて清張が下山事件や松川事件などを推理していましたが、あそこまで重厚に論理を積み重ねて行ければ、それはまた面白いかもしれませんが、難しいですね！

ということで、明るく楽しいドクガクのトーンではちょっと場違いな企画であると感じていました。

で、③の提案とは、③-1 歴史上の人物を裁く（五右衛門とか夜嵐おきぬとか。。）

③-2 フィクションの世界の殺人事件を裁く（乱歩の人間豹の恩田とか、正史の蝶々殺人事件とか、高木彬光の人形は何故殺されるとかの犯人です。マンガでも該当するのがあるかと思いますが、うとくて。。）

<由佳>

風子さんのいうように、私も東電OLは、不謹慎かもしれないけどかなり面白いかも、と思っていました。ただしゴシップ性が強く、被害者や加害者の名誉を傷つけないようにみんなで話をしていくことは、困難かなとも思ってたよ。

「こういう議論をすることの是非についての議論」ね。田原総一郎の役？あ、あたしは出来ないぞ（びくびく）

ここで激論は小休止。その後、企画さんが企画内容を決断します！

次回企画は<朝まで生DG>「こういう議論をすることの是非についての議論」
(裁判員制度をシミュレーションすることの是非)にします。

二つの事件ともまだ生々しすぎて、真偽を独断的に議論することに倫理的な
抵抗を感じます。軽く流すような議論は不謹慎な気がするのです。

とありましたが事件自体ではなく、事件以前のことにしての是非の議論ですので日出彦さん
も是非ご参加ください。提案していただいた企画はもうちょっと待ってくださいね。

出来れば日出彦さんが煮詰めてなおかつ柔らかく砕いて企画にのせてくれると助かります。

また矢澤さんから

公序良俗の範囲内での自由、というところが実は曲者だと思っているのですが、
公序良俗を盾に振りかざして、かつての憲兵みたいなことが出来るかどうか、
そういう点についても皆様のご意見を伺えたらありがたいと思っています。

というコメントもありましたのでそちらのご意見も宜しくお願いします。

<矢澤>

「刑事事件を肴に議論する事を議論する」

何人かの方が「東電OL事件」を議論したら面白だろう、と言っておられるのに、私の勝手にそれを封じてしまったかな、と若干反省しております。私の基本スタンスは「全ての人が無限の自由を認められるべきだ」というもので、「それを議論するのは不謹慎だ」と言って議論を禁じるかの言動は私の主義に反します。もちろん「私はそれは不謹慎だと思うので、議論する事を遠慮します」と言う自由も保証されなければいけません。

さて、刑事事件というものは、なかなか真相が分からないものです。裁判記録そのものを読めばいくらか真相に近いものが分かるかも知れませんが、市販されている本は大概がどちらか一方の側に立って書かれているので、おそらくその人に都合の良い事実が並べられているのだと思います。

東電OL事件も私は佐野真一の本で読んだだけですが、あれを読むとおそらく犯人とされたネパール人は実は犯人ではないのではないだろうか、と行ってしまいます。さらに、一審では無罪判決が出たのに、出国が許されず、拘束されてしまった事については少し憤慨も感じます。だが、あの本に書かれていない何かがあるのでしょうか。それを知らない限り何とも言えません、というのが私の本音です。

光市母子殺人事件についても同じです。雑誌やテレビのワイドショーの報じるところを見ると、犯人の当時18歳の少年は悪魔の様な男に思えます。だが、あの裁判の弁護士が書いた本(なぜ僕は悪魔と呼ばれた少年を助けようとしたのか:今枝仁 扶桑社)を読んで見ました。すると、そうでもないような感じがする。ドラえもんも全くの荒唐無稽ではないのではないかと、という思いがします。安田弁護士は世論から批難的になりました。確かに裁判を欠席して進

行を遅延させたり、などの行為は私もいかんと思いますが、でもあの人の主張はそれなりに根拠のあるものではないか、と NHK の特別番組を見ても思いました。

あの光市事件にしてすら、検察側の一方的な主張を鵜呑みにすると、誤った判断をしかねない、と言う事です。

具体的な事件で具体的証拠物件の全貌を知らない身でありながら、ある種無責任にアレダコレダと言うのは、それこそ命を掛けて主張している被害者や被疑者に対して、私はやっぱり申し訳ないという気持ちがぬぐい切れません。無論、これは私の個人的感情です。東電 OL 事件を他の視点から、私の思いつかない別の視点から、議論することで有意義な面もあるのでしょうか。それはそれでとても興味のある事です。ですから、この事件を題材に議論してみたいという方の議論は是非聞きたい。あらためてお願いしたい気持ちです。

別の提案：

生々しくない事件、例えば歴史上の事件、例えば「大化の改新」の裁判をやったらどうか、というのはどうでしょう。藤原鎌足と中大兄皇子が蘇我入鹿を殺した殺人事件ですが、殺人の実行犯は処罰される事なく英雄として崇められます。これは如何？もし今風に裁判したらあの二人は有罪？刑罰は？死刑？無期懲役？それとも執行猶予付きの懲役？
くうさお>さんの「自分達は冤罪を作らないのにはどう行動すべきかなのでしょうか？」も面白いテーマですね。

ここで送っていただいたワードのファイルを見て、皆さんに（三人の方ですが）お聞きしたい事が出てきましたので質問させていただきます。よろしくをお願いします。

○タツノオトシゴさんへ

「(こういう議論《ある刑事事件について有罪か無罪か、など》をすることは、) 見方によっては共謀罪適用です。」と仰ってますが、その辺りもう少し詳しくご説明願えませんか？共謀罪とはどんな罪ですか？刑法何条ですか？犯罪の構成要件は何ですか？

「裁判官制度のシュミレーションは、実際の判例が確定している事件や現在進行形の事件を扱ってはいけません。」と仰っていますが、そのその根拠となる法律はありますか？それとも個人的主義ですか？

●タツノオトシゴ 回答

矢澤さんへ 分かり易い HP がありますのでご確認下さい。(^^ ;

<http://kyobo.syuriken.jp/taisyo.htm>

★「団体」は、犯罪組織に限られていません

共謀罪は、[組織的犯罪処罰法](#) を一部改正して設けられるようになっていました。したがって、共謀罪でいう「団体」がどういうものかは、組織的犯罪処罰法の定義によります。

その定義には、「犯罪組織に限る」ということは書かれていません。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(組織的犯罪処罰法) (定義)

第二条 この法律において「団体」とは、共同の目的を有する多数人の継続的結合体であつて、その目的又は意思を実現する行為の全部又は一部が組織（指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務の分担に従って構成員が一体として行動する人の結合体をいう。以下同じ。）によ

り反復して行われるものをいう。

たとえば次のような身近な例もあります。

- ・ ご近所で、マンション建設反対のために座り込みの相談をすれば、
「威力業務妨害」の共謀罪の疑い*
- ・ 会社の税金を軽くする方法はないかと相談すれば、「脱税」の共謀罪の疑い
- ・ 入会するまで人を帰さずにおこうとサークルで相談すれば、
「逮捕・監禁」の共謀罪の疑い

このような例が「共謀罪には当たらない」と読み取れる文面は、法案のどこにもありません。ところで、警察は、団体が犯罪の相談をしたことをどうやって知るのでしょう。

法案には、自首を促す規定があり、それが密告の奨励につながりかねないといわれています。けれども、自首を待つだけですむのでしょうか。おそらく、いままでは例外的にしか認められなかった電話やメール、会話の「盗聴・監視」が広く求められるでしょう。わたしたちの日常生活が監視されることになるかもしれません。

また、相談をしたことがわかったとしても、どんなときに合意に達したといえるのでしょうか。条文にはその判断基準が示されていません。これでは、判断は警察や裁判所の胸算用にゆだねられてしまうこととなります。

政府は、国会での審議で、捜査方法についても、犯罪成立の判断基準についても、明確な答弁を避けています。それでいて、いったん「やる」と合意をしたら、あとで「やめる」と決めても共謀罪は成立する、というのです。

この法律が成立したら、ふつうの市民も共謀罪の疑いでいつ警察に捜査されるかわかりません。人前で自由にもものを言うことも、集まって なにかをすることも、安心してできなくなるかもしれません。衆院法務委員会では、与党議員も含め、ほとんどの委員が法案に疑義を投げかけています。法案は、国会内外の反対意見に押される形で、秋の特別国会では成立せず継続審議になりました。

Q どのような行為が、組織的な犯罪の共謀罪に当たるのですか。

一般国民にとって危険なものではないですか。

(法務省の答え)

「組織的な犯罪の共謀罪」には、法律の明文上、以下のような厳格な要件が付されており、例えば、暴力団による組織的な殺傷事犯、いわゆる振り込め詐欺のような組織的詐欺事犯、暴力団の縄張り獲得のための暴力事犯の共謀等、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰することとされていますので、国民の一般的な社会生活上の行為が共謀罪に当たることはありません。

すなわち、新設する「組織的な犯罪の共謀罪」では、第一に、対象犯罪が、死刑、無期又は長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる重大な犯罪に限定されています（したがって、例えば、殺人罪、強盗罪、監禁罪等の共謀は対象になりますが、暴行罪、脅迫罪等については、共謀罪は成立しません。）

第二に、「組織的な犯罪の共謀罪」には、

① 団体の活動として犯罪実行のための組織により行う犯罪（暴力団による組織的な殺傷事犯、振り込め詐欺のような組織的詐欺事犯など）

又は

② 団体の不正権益の獲得・維持・拡大の目的で行う犯罪（暴力団の縄張り獲得のための殺傷事犯など）

を共謀した場合に限り処罰するという厳格な組織性の要件（注）が課されています（したがって、例えば、団体の活動や縄張りとは無関係に、個人的に同僚や友人と犯罪実行を合意しても、共謀罪は成立しません。また、犯罪実行部隊のような「犯罪行為を実行するための組織」を持つことのない市民団体や会社等の団体に属する人が共謀したとしても、共謀罪は成立しません。）

第三に、そもそも「共謀」とは、特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意がなされることをいいます（したがって、単に漠然とした相談や居酒屋で意気投合した程度では、共謀罪は成立しません。）

（注）組織的犯罪処罰法における組織的な殺人等の加重処罰の場合と同じ要件であり、実際の組織的犯罪処罰法の組織的な殺人等の適用事例も、①暴力団構成員等による組織的な殺傷事犯、賭博事犯、②悪徳商法のような「詐欺会社」による組織的詐欺事犯及び③暴力団の縄張り獲得、維持のための業務妨害、恐喝事犯等に限定されています。

（私たちの疑問点）

この法案には「**組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の共謀行為に限り処罰する**」ということとは書かれていません。

1. 【対象となる犯罪】

最高刑（犯罪に対して定められた刑のいちばん重いもの）が**4年**の懲役又は禁錮であれば、「長期4年以上の懲役又は禁錮に当たる」罪に入ります。（新聞報道では「長期」の意味である「最高刑が」の部分を外す誤った解説が目立ちます）

ですから、一般には「重大な犯罪」とはいわないような多くのものが対象に含まれてしまいます。たとえば

選挙演説の邪魔をする（4年以下の懲役）、選挙ポスターに落書きする（4年以下の懲役）、著作権侵害（5年以下の懲役）、無免許で酒をつくる（5年以下の懲役）、相続税逃れ（5年以下の懲役）、万引き（10年以下の懲役）、傷害（15年以下の懲役）などなど……。

こうした犯罪をしようかと相談して合意したとみなされれば、罪に問われるのです。合意があったかどうかを調べるために捜査が必要となりますから、**漠然と相談しただけで捜査され、容疑者にされるおそれはぬぐえません。**

2. 【組織的犯罪処罰法の組織的な殺人等の加重処罰の場合と同じ要件だからだじょうぶ？】

法務省のこの説明では、「共謀罪についても、組織的犯罪処罰法が対象とするような恐い組織でやる犯罪に限定しているから、ふつうの人には関係ないですよ」と強調しているわけですが、これがまやかしであることは組織的犯罪処罰法と共謀罪の違いを見れば明らかです。

・組織的犯罪処罰法の場合は、対象となる犯罪が次の11に限定されています。

（常習賭博、賭博場開張等凶利、殺人、逮捕及び監禁、強要、身の代金目的略取等、信用毀損

及び業務妨害、威力業務妨害、詐欺、恐喝、建造物等損壊)

- ・組織的犯罪処罰法の場合は、罰せられるのは、じっさいに犯罪行為を行ったときです。
- ・犯罪を行う準備をした段階で罰せられるのは、殺人と営利目的誘拐の二つだけです。

ところが、共謀罪の場合、600以上の犯罪が対象となっています。

しかも、じっさいに行為をしないどころか、準備もしていない段階で罪となります。国会では、いったんやろうという合意ができて、あとでやめることにしたとしても処罰の対象となる、という答弁がありました。

3. 【組織的犯罪処罰法は暴力団のような組織的犯罪集団にしか適用されない？】

そんなことはありません。弁護士であり、現職の国会議員でもある西村真悟氏は、弁護士法のほかに組織的犯罪処罰法でも起訴されました。

組織的犯罪処罰法の立案にかかわった法務省の担当者たちが書いた解説書（三浦ほか著『組織的犯罪対策関連三法の解説』法曹会）には、「『団体』は、暴力団その他犯罪の実行を目的とするものには限定されない」「例えば、会社が対外的な営利活動により利益を得ることなども、『共同の目的』に当たり得る」と書かれています。

また、民主党の平岡秀夫議員が出した質問主意書への政府答弁（2005年11月11日 答弁第67号）では、官庁も共謀罪の対象となりうると認めています。

会社も組合も市民団体も例外ではありません。

4. 【「共謀」とは】

法務省はここで「共謀」とは「特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意がなされること」だから、単に漠然とした相談では共謀罪は成立しないと説明しています。

では、「漠然とした相談」と「特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意」とは、どのような基準で区別されるのでしょうか。

これについて、政府は「具体性、特定性、現実性を持った犯罪実行の意思の連絡があること」が必要だと繰り返しいっています。なんとなくしっかりとした基準のように聞こえますが、その中身はどういうことなのでしょうか。

国会では、「共謀罪」の「共謀」の概念は「共謀共同正犯」における「共謀」の概念と同じだという答弁がなされています。

「共謀共同正犯」というのは、二人以上の人が、特定の犯罪を犯すことを共謀し、その中の一部が犯罪を実行した場合に、実行に直接加わらなかった人も含めて共謀した人全員が共同正犯として罰せられることです。

「共謀共同正犯」で、共謀（意思の連絡）の概念はどんどん広がる傾向にあり、最近では、暗黙の了解があれば「共謀」（意思の連絡）があったとみなされるようになっていきます。どういった場合に暗黙の了解があったとするかは、日ごろの

人間関係や犯罪の性質、内容などを考慮に入れ、裁判官が総合的に判断します。これは、つまり、裁判官の主観が重要な要素になるということの意味します。「共謀」が行われた時や場所を特定できなくても共謀があったと認めた場合もあります。

政府は、共謀共同正犯と同じように、暗黙の了解で共謀罪が成立する場合があると認めています。一同に会した話し合いがなくても、計画を知っていて黙認しただけでも、あるいは、目配

せをしただけでも、共謀罪が成立する可能性があるともいっています。

共謀共同正犯では、少なくとも一人が犯罪を実行してはじめて犯罪が成立します。

これに対し、共謀罪は、特定の犯罪がまだなにも実行されていない段階で成立してしまいます。その中心となる共謀（意思の連絡）が暗黙の了解で十分だとすると、「共謀罪の成立」は捜査官や裁判官の判断次第となるおそれが生じます。

“漠然とした相談では共謀罪は成立しないから安心”とは言えないのです。

関連する HP からコピーしています。

共謀罪、現在はお蔵入りのままですが、そのうちに復活してくる気がします。

以上、タツノオトシゴ より

○Yuko さんへ

『「和歌山カレー事件」は冤罪か否か・・・で論ずる必要もないと考えます。』と仰っています。私もおそらく実行犯は林さんで間違いないと思っています。冤罪か否か、を議論しようと提案したつもりはないのですが、私のメールのどの部分でそう思われましたか？

●Yuko 回答

矢澤さんから、問い合わせをいただきながら、お返事できないまま日にちが経ってしまい、今更・・・どうしようと思っていましたが日出彦さんのメールを拝見して、遅ればせながらメールさせて頂きました。もう提出された後でしたら、申し訳ありません。

「和歌山カレー事件」が冤罪か否かではなく矢澤さんの提案では確かに、あれは殺人事件だったのか？を論争に・・・とあります。明確な殺意（動機）が解明されなかった以上、それを殺人罪と決定つけたものは何か、

それを争点としよう、という事ですよ。私が論ずる必要もない・・・と書いてしまったのは、あくまでも私個人の思いからだとえ殺す気はなかったにしろ、ヒ素を致死量入れたかどうか疑問であるにしろ、その後の病院側の治療に疑問に残る事実があるにしろ、彼女はヒ素をカレーに入れたのです。それも意味もなく・・・これ以上の恐ろしい事があるでしょうか。それによって人が死ぬとは思わなかった→傷害致死 確かにこういう事も考えられます。でも、それは恐ろしく橋慢な林被告の事件後、そして今現在の態度からは到底納得できるものではありません。

自分は地域の人から差別を受けていた。だからカレーにヒ素を入れた。それによって人が死ぬなんて、思わなかった。百歩譲って林被告がこのように認めたとしても、私はやはり、殺人罪・・・死刑が妥当であると考えます。犯人の身勝手にたくさんの人を殺し、健康上の被害を与えた事になんら同情の余地はないと考えるからです。そんな思いから論ずる必要もないと申しました。あと蛇足ですが、光市の母子殺害事件の件の犯人の弁護士についての記述で、私は矢澤さんとはまったく反対の気持ちを持ちました。こじつけるとどんな罪悪犯にでも同情する点はある。でも、私はあの幸せな親子を一瞬にして不幸のどん底に陥れた犯人をどんな理由があるにせよ、許せない。あのあとひとり残された夫の地獄のような日々を思うと極刑以外はありえないと思うのです。

長々と申し訳ありません。こんな私は裁判員にはまったく不向きであると今これを書きながら、

つくづく思い知っております。

●TomyJr.

yukoさんの仰っていることは、適用する法律で罪が違ふし刑の重さも異なるが、そういうことに関係なく自分として「納得できない」「許せない」「極刑にしたい」という気持ちがある、ということだと思います。

これでは確かにご自身で自覚されているように法治国家の裁判員としては不適格かもしれません。だって、法律があろうがなかろうが変わろうが関係ない感情で判断してしまうということですから。

ただ、我々は現行法の専門家ではなく、またそれを目指しているわけではないのですから、現行法がどうであろうが自分としてどう思うか、という国民感情としてそれぞれの思いをyukoさんの様に述べればいいのではないのでしょうか？

例えば、疑わしい人は罰すべきではない、でも林被告は許せない、とか、そこに民衆裁判の危うさなどが見えてくるんじゃないのでしょうか。民主主義が大衆迎合（ポピュリズム）に陥ると衆愚政治になるように。

かといって、政治の専門家（政治家、政治屋）にばかり任せておくと民意とかけ離れたものになるという危険性もある。だからそのバランスを取るために裁判員制度があるのではないか、とか。そういう議論が私は面白いと思います。

●TICA

みなさんの意見を読んでいます。ディベートが苦手なのでロム専門でいました。いましたが、ひとこと。その長い「ひとこと」は飛ばしてもいいので、文末の締切お知らせは読んでくださいね。

極悪非道な事件の報道に接したときに「納得できない」「許せない」と思うのは普通の感情だと思います。そこに法律はありません。国民感情ってそのとおりです。情報をたくさん与えられる裁判員の影響や責任のある立場での意見ではありません。裁判員に選ばれたとしても最初は<国民感情>から入っていいと思います。それから詳細を知り、法律も勉強して感情が先に立つこともなくなるのでしょう。裁判員の自覚や人を裁くことの覚悟が出来てくるはずですから。だから裁判員になったときに、法律があろうがなかろうが変わろうが関係なく感情で判断してしまうということではないと思います。

●矢澤洋爾

> 離れたものになるという危険性もある。だからそのバランスを取るために裁判員制度があるのではないか、とか。そういう議論が私は面白いと思います。

というTomy jr.さんの意見も面白いと思います。僕はもう原稿を出しちゃったのですが、皆様のそれぞれの視点からの議論を楽しみにしております。

yukoさんにちょっと質問なんですが、

> 犯人をどんな理由があるにせよ、許せない。

という気持ちは分からないでもないですが、報道の裏にどんな事があるのだろう、という好奇心は湧きませんか？

光市母子殺害事件ではあの犯人のあまりの言動に僕は驚いてしまって、それを弁護した人がど

ういう気持ちで弁護したのだろう、という好奇心がありました。そういう本を読んでも、マスコミでは報道されないいろんな事が実際にはある。マスコミ報道だけでは本当のことは分からない、そう僕は思うのです。実際の裁判では両方の立場から公平に事件の概要が説明されるのですが、マスコミの報道はどうしても一方に偏りがちですよね。

当面は犯人憎さから、過剰に犯人の極悪ぶりが報道される、ところが一端冤罪だとわかったら、一転して検察の横暴ぶりが報道される。この前の菅谷さんの件みたいに。実際はその中間で、極悪に見える犯人にもそれなりの裏事情があったり、横暴な取調べをやっているように思える検察もそれなりの配慮のもとにやっている、ということなんだと思います。

僕の周りの人を見ると、裁判員をやりたい人と、やりたくない人とかなり明確に分かれますが、皆さんはどうなんでしょう？ やりたいか、やりたくないか、その理由は？ なんて議論も面白いような気がするなあ・・・

● Tomy Jr.

> 報道の裏にどんな事があるのだろう？ という好奇心は湧きませんか？

この「好奇心を抱く」ということ自体が、対象が殺人事件だったりすると、「不謹慎ではないか」とのそしりを受けかねません。「興味本位で論じるべきではない」「好奇心をそそるような報道はけしからん」と。あと「面白おかしく扱うことは被害者や遺族に失礼である」と批判を受けます。この点は矢澤さんはどうお考えでしょうか？

人の生命がかかっているような大事なことは、真剣に真面目に「知る権利」を行使するために新聞やTVを見るべし、とする世間の論調に対して。

一方で、歴史上の事件（当然、王様や要人が殺されたり死んだりします）は、皆、「面白い」「興味あります」「好奇心をそそられます」でも OK なわけですよね。本能寺の変について、「面白い」なんてのは信長の遺族や子孫に対して不謹慎だなどとは言わないのは何故でしょう？ 時間が経って関係者が死んでしまえば OK？

> マスコミ報道だけでは本当のことは分からない、そう僕は思うのです。

これは当たり前でしょう！ マスコミ報道で本当のことを知ろうとか、マスコミ報道にそれを求めること自体が危険です。マスコミの報道だけでなく、当事者でも関係者でも現場にいても「本当のこと」なんて分かるはずがありません。

> 実際の裁判では両方の立場から公平に事件の概要が説明されるのですが、マスコミの報道はどうしても一方に偏りがちですよね。

当然です。記者は自分が納得できないまま記事は書けませんから自分なりに納得のいくストーリーを組み立てるからです。

> 実際はその中間で、極悪に見える犯人にもそれなりの裏事情があったり、横暴な取調べをやっているように思える検察もそれなりの配慮のもとにやっている、ということなんだと思います。

そうだと思います。どんな事件でも「いろいろあらーな」です。でも、それでは記事になりませんから、それなりに読者が納得するストーリーにしないといけないわけです。

> 僕の周りの人を見ると、裁判員をやりたい人と、やりたくない人とかなり明確に分かれますが、皆さんはどうなんでしょう？ やりたいか、やりたくないか、その理由は？ なんて

議論も面白いような気がする なあ・・・

私はあまり興味がありません。しなければならなくなったら仕方なくするでしょうけど。

●矢澤洋爾

Tomy Jr. さんのメール、なかなか本質をついていて、大変難しいのですが、直感で感じたことを書いてみます。あまり深く読んだわけではなく（あ、メールはちゃんと読んだけど、いわゆる将棋や碁で手を深く読んで指す、という意味の読んだわけではなく、という意味です。）細部に矛盾が出てくるかも知れないけれど、それはご勘弁、ということで。

> この「好奇心を抱く」ということ自体が、対象が殺人事件だったりすると、「不謹慎ではないか」とのそしりを受けかねません。

好奇心を抱くこと自体は全く不謹慎ではないと思います。僕が不謹慎だと思うのは、事件にあって悲しみに沈んでいる人を横にして、その事件のことを関係ない人がアレコレ無責任に語り合うこと、かな。いや、それも別に不謹慎じゃないんじゃないか、という意見があってもいいと思いますが・・・一人で興味津々でいるのは不謹慎でなく、その興味を人と話し合うと不謹慎になってしまうのかなあ・・・深く読まない（考えないと）分からない。

>あと「面白おかしく扱うことは被害者や遺族に失礼である」と批判を受けます。

「面白おかしく」という所が問題かな。事件の真実を知ろうとすることと、面白おかしく取り扱うことと、何が違うんだろう??責任の有無かなあ??良く分かりません。

> 人の生命がかかっているような大事なことは、真剣に真面目に「知る権利」を行使

「知る権利」と言うのは僕はあまり好きな言葉ではないのだけれど、「知りたい」という気持ちは非常によく分かる。「公」の事については市民が「知る権利」がある、と思います。自民党の内部でどんな事が話し合われたのか、知る権利がある。だが「私」に属することはプライバシーの方が「知る権利」より大事だと思う。我が家の昨夜の晩御飯が何であったか、それは隣の人に知る権利はない。それは個人の自由の尊重につながると思います。

じゃあ「公」と「私」の線引きはどこで行われるのか、これは良く分からない。歴史上の事件は多くが「公」に属するので、知る権利に曝されて然るべきだと思います。まだ現代に近くても、ブータンだかネパールだかの王家で起きた殺害事件についても、やっぱ知る権利を主張したいなあ。その被害者の遺族に対する感情ですか。あまり遠慮がないのも事実ですね。そもそもあまり遺族が悲しんでいるイメージがないのだけれど、それは僕の勝手なんでしょうね。

> マスコミ報道で本当のことを知ろうとか、マスコミ報道にそれを求めること自体が危険です。マスコミの報道だけでなく、当事者でも関係者でも現場にいても「本当のこと」なんて分かるはずがありません。

いや、僕の言いたいことは、マスコミが知っていることを平等に報道すべきだ、ということです。おそらくマスコミは検察側、弁護側、両方の主張を聞く機会があって、両方知っているはずなのに、一方の意見ばかりを扇情的に報道するきらいがある。それを是正して欲しいと。読者を一方の方向に誘導するかなのような報道は止めて欲しい。

> 当然です。記者は自分が納得できないまま記事は書けませんから自分なりに納得のいくストーリーを組み立てるからです。

両方の意見を平等に扱う力のない記者は記者であるべきではない。そんな無能な記者が溢れる

ことは社会の害である。とまあ、直感的にこんなことを思います。ご意見頂ければ幸いです。

○日出彦さんへ

②では二つの事件ともまだ生々しすぎて、真偽を独断的に議論することに倫理的な抵抗を感じます。」と仰っています。確か②とは「こういう議論をすることの是非についての議論」なので、事件が生々しい事が障害になることはないように思うのですが、如何でしょうか？

以上の点で、何らかのご回答をいただけたら、更に私の意見を付け加えて、今回の企画の原稿にしたいと考えます。また、是非、東電 OL 事件についても議論をしていただければと思っております。よろしくお願いします。既に皆さんも小生も「こういう議論・・・」をメール上で展開してきていますね。

●日出彦 回答

小生は足利事件がマスコミを騒がせている現在の状況で、つまりまだ何が起こるか疑惑の多い世の中にいるのである程度の時間を置いてる過した題材の方が議論にはふさわしいと思っています。

本格推理小説ではないですが、条件が全て出尽くしているか、つまりアンフェアな状態ではないかの検証が必要です。テレビで平塚八兵衛さんのドラマを見ましたが、吉信ちゃん事件の容疑者のアリバイ検証で前任者のずさんさを強調していましたが、警察関係者でない限りあのような落穂ひろい的なチェックは難しいですね。そうした点で清張さんには頭が下がります。

歴史モノやフィクションの世界を題材にすることは基本的にリアルタイムでこころを痛める関係者が存在しない訳ですから適していると思います。ただ全員が同じ知識の土台にいるかどうかは分かれ目です。だれもが知っている事件、かなり十分な資料が残っている事件という事でしょうか。

不足を推理と空想で補っていくと、結局シャーロッキアンの研究とか、邪馬台国論争のようになるのでしょうか。

なお、dokugaku 誌のこれまでのトーンから言っても、あまり深刻なモノはふさわしくないと考えますね。

「刑事事件を肴に議論する事を議論する Part 2」

<矢澤>

いろいろお騒がせしてすみません。三人の方からは丁寧なご回答も頂きながら、それにそったご返事もできない事をお詫びします。

今回の企画があったから、というわけではありませんが、かなり前に図書館に予約しておいた「裁判官が見る光市母子殺害事件」という本が届いて読んでみて、大変興味深かったのも、その本のご紹介と、今回の議論を通して思った事をパート2として書きたいと思います。著者はかつては裁判官、現在は弁護士をやっている人で、その人からの視点で光市事件を考察する、というのがこの本の大まかな内容です。

検察側の主張、弁護側の主張、それぞれかなり公平に書かれていて、それで読者の皆さんはどう思われますか、というような問いかけがあり、今回の DOKUGAKU の企画に誠にピタリ

と当てはまる内容だと思いました。

刑事裁判が実際にどう行われるのか、についても今まで知らなかった事が沢山書かれておりそれも参考になります。例えば、被疑者の自白について、検察が捜査する段階で行った自白と、法定で行う自白は大きな違いがある、それはどうしてか、とか、刑事裁判における被害者の立場について、この事件の前と後でどのように変化したか、とか本来なら被害者のはずの第一発見者である夫が最初に警察で受けた処置である、とか最高裁判所に上告できる条件、とかいろいろありました。

また、この事件に関することそのものでも、最高裁の審理に弁護団が欠席した理由はちゃんとあって、決してマスコミが報道するように「死刑廃止論者が審理の引き伸ばしのために、意味もなく欠席した」という事ではないという事が分かりました。

マスコミは扇情的な内容の方が大衆受けすると思っているのですが、できれば客観的に双方の言い分を公平に報道してもらいたいものだと思います。

事件について具体的に言及することは、僕は個人的に避けたいので、今回の企画で僕が思ったことを別の視点から書いてみたいと思います。

それは個人の自由と社会秩序について、です。僕は自由こそが一番大切な価値だと思っています。フランス革命は「自由、平等、博愛」を大事な価値として掲げましたが、中でも自由が一番大事だと思う。他の二つは自由を実現するにあたっての制約か手段のように思えます。全ての人が自分のやりたい事が出来る、言いたい事が言える。そのためには全ての人が平等でなければいけないし、博愛の気持ちを持っていなければいけない。

動物はおそらく自分のやりたいように生きている。でも群れの秩序が保たれている。人間は無制限に自由を認めると、人を殺したりする人が出てくるから、何らかの社会的制約を設けた。宗教は制約の一つで、こうしなさいあしなさい、こんなことをしてはいけません、というようなことを沢山言っています。十戒は「汝殺すなかれ」等と行動の制約となる事を言っています。現代社会は宗教が変わって法律が人の行動を制約しています。だが、面白いことに法律は「こういうことをしてはいけない」とは言っていない。刑法のどこを読んでも「人を殺してはいけない」とは書いてない。人を殺してもいい、とは書いてはないけれど、もし人を殺したら死刑か無期懲役か5年以上の有期懲役にしますよ、と書いてあります。これは言外には、それだけの刑罰を受ける覚悟があるなら人を殺す自由も認めていると解釈することも出来るのではないのでしょうか。そう思うと、人を殺した刑罰として5年以上の有期懲役等が適切なのかどうか、ちょっと疑問に思えます。イスラム社会の「目には目を、歯には歯を」のように、人を殺したら死刑、人を殴ったら同じように殴られる、というのが刑罰として適切なのではないかとそんなことを思っています。

人間には全ての自由を認めるべきだ、と言うのが僕の基本的考えだと申しました。唯一ついけないのは他人に自分の主張を押し付けることで、自分の自由が大事なのもと同じように他人の自由も尊重すべきだ、と思っています。

殺人はそういう意味で、他人の自由を認めない最たるもので、だから絶対いかん、と思っている次第です。

なんか取り留めない文章になってしまいました。

<Cacco>

「刑事事件を肴に議論する事を議論する」という難しいことになってしまったのは、今年から導入される裁判員制度のシミュレーションをDGでやってみようという企画が発端でした（わたしなどは企画 TICA さんから相談されて「タイムリーじゃん、やろうやろう」とふたつ返事だった）。

8月にはスタートする裁判員制度では、20才以上の国民からくじで選ばれたものが審理に参加し被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのくらいの刑とするのか話し合い決定していくことになるようです。

新聞などを読むと「健全な社会常識を反映させることにより裁判の適正化をはかる」などと書かれています、そう言うのを読むと「健全な社会常識ってなんだろ?」「健全ならざる社会常識とはなんだろ?」「わたしの常識はどちらだろう?」などと裁判員制度云々のずっと手前につまづいている自分を発見したりします。

企画さんが例に出した「東電OL事件」などでのわたしの興味は犯人については全くなく、一流会社のOLが夜ごと街に立っていた、それはなぜなのだろう?とひどく下世話なもので、これはどうみても健全なる社会常識じゃないよなーと不安になります。

和歌山カレー事件についてニュースなど報道を見て思うことは、あれって自白があるわけではなく（自白だけに重きを置くのはいけません）状況証拠の積み重ねではないかと。もしあの林真須美という女性がテレビ取材陣に水を撒いたりしなかったら、その他の理解しがたい行動をとらなかったら、世論は違っていたように思います。世論（健全なる一般常識）というのは確かに大事ですが、それは報道によって左右されてしまうこともあるんじゃないでしょうか。もちろん裁判員になったら内から審理ができるわけだし、今回の裁判も報道の何倍もの証拠（状況証拠）によって死刑判決が出たと信じたいですが、テレビを見ているだけのわたしには少し恐ろしいものと思えます。

光市の事件は大いに興味を持って見えています。なぜ興味を持つかという被害者のご主人の真摯なひたむきな言葉に納得してしまうからです。たぶんそういう人は多いのではないのでしょうか。はじめはなぜ加害者に対してあれほど強く死刑を望むのかと、かれに対する抵抗感がありましたが、よく見ているとかれなりの筋が一本通っていて、納得できないことは是としないという一貫した態度が感じられます。本当に望んでいるのはまっとうな謝罪なのだけれど、それが無理であるなら、死を持って償うことで、死の意味を考えてほしいというようなことを言っていたと思います。この事件における世論はご主人の味方となって、判決は林真須美事件と同じように世論を意識した判決となったような気がするのですが、実際の審理においては、それら心証を全く別物として審理しなければいけないのではないかと疑問を感じたりもします。わたしはいつも被害者遺族の感情を唯一和らげる方法は、オーム裁判の林郁夫被告のような心からの謝罪と事件解明のため真実を誠意を持って語ることだと思っています。林郁夫被告はその罪を今も償い続けることによって、被害者遺族の感情を、「罪を憎んで人を憎まず」という感情に近づけたのではないかと思ったりするのですが。

裁判員制度が導入されることによって、先日のテレビ朝日のドキュメンタリー番組で見た「御殿場事件」などが、「なんでこんな判決になるの?」という疑問が起きないようになることを

期待しています。テレビで見ている限り、あの事件では被告人の言い分が検証されることなく被害者証言だけが信用され被告人たちに有罪判決が出てしまったように見えます。

詳しく記憶にないのですが、自衛隊のイラク派遣反対を訴えた市民活動家が防衛庁官舎にビラまきをしたことで有罪判決が出た事件があったと思います。なぜなんだ？と疑問に思った記憶があります。言論の自由、表現の自由は国民の権利、それを侵害されているようでどうにも納得しかね、気に入らなかつたから捕まえて有罪にしちゃえみたいで恐ろしく感じました。裁判官の裁量ひとつで白も黒になったりするように見えるこれらの事件を見ると、裁判員制度導入によってこういうことがなくなる方向に向かって行ってほしいと思います。

長くなりましたが、今回の企画のテーマは「刑事事件を肴に議論する事を議論する」でした。基本的に、生きる姿勢としては「なんでもアリ」なのですが、今回に関しては、前に書いたように「東電OL事件」についてわたしが思うことは、「一流会社のOLが夜ごと街に立っていた、それはなぜなのだろう？」とひどく下世話なものでしかありませんでした。「なんでもアリ」の唯一の条件は「誰かを傷つけたりすることがない」ことです。

立場を替えてわたしが被害者の家族だったら誰かのこんな発言を悲しく思うでしょう。それを思えばやはりテレビ報道などでしか見ていない事件に対して薄っぺらな発言はしないほうがよいのではないかと思えます。薄っぺらな興味を持ち過ぎる（何も知らないくせに意見を言いたがる！）自分がちょっと恥ずかしくなりました。

DG会員のみなさんのこうした意見を聞いてみると、軽い気持ちでDG企画としたことはやはり真面目ではなかったのかなと反省いたします（こんな小さな同人誌でも活字になるというのは、ちょっとうさおに話すのとはわけが違うのでしょうか？）。

実際裁判員に指名されてしまったら、これまではテレビ報道や新聞でしか見れなかつた裁判を自身も内側から参加でき、事実をしっかり検証することができると思います。プロの裁判官がプロであるがゆえに見えないことがもしあるのなら、健全な社会常識（！）を持って見ていたらいいと思っていますが、事件も人の心もわたしの単純な想像力を超えるように見えるこの時代、裁判員制度スタートに関しては疑問や不安がいっぱいです。

と、ここまでのつもりだったのですが、もう少し。今話題の村上春樹「1Q84」は読まれたでしょうか？自称ハルキストのわたしはもちろん読ませていただきました（次号 DOKU-GAKU チョイスをよろしく！）その本を読みますと、オーム真理教についての本を続けて読みたくなります。そこで同じ村上作品の「約束された場所で」を読み、佐木隆三「慟哭 一小説 林郁夫裁判員」、そしてまた村上作品「アンダーグラウンド」を只今再読中です。みなさん御存じだと思いますが、「アンダーグラウンド」は地下鉄サリン事件被害者へのインタビュー、「約束された場所で」は元オーム真理教信者へのインタビューで成り立っています。林郁夫以外の実行犯はみな「死刑」の判決となり、サリンを撒き結果的にたくさんの方が亡くなった、その行為だけをみれば至極当たり前の判決と思うのですが、なぜか「みんな死刑なんだ」と、思ってしまう気持ちもあります。「アンダーグラウンド」では被害者の方たちの個人的背景が詳しく書かれ、当日いかにして事件に巻き込まれていったかを読むと、強く感情移入するし、なんというか「運命」のようなものを感じたりもします。そして被害者の方たちの中には「実行犯を恨む気持ちはない」と言われる方も多くいらっしゃるような気もします。もちろん「許せな

い」と言う方も多いですが。

この本を読みながら、ふと「もしも自分が地下鉄サリン事件の被害者だったら春樹さんがインタビューにきてくれたんだなあ」という思いが頭をよぎりました。もちろん絶対に事件になど巻き込まれたくありません。そんなことになることをとつても恐れてるはずなのに、なぜこんな思いが頭をかすめるのでしょうか？本を読んでとても感動した、なんて言いながら所詮は他人事としか思えないのかしら？いくら村上氏が好きだからにしても、別に会いたいと思っていたわけなし、こういうのってやっぱりよろしくないんじゃないかしら？

不思議と自分が元オーム信者だったらとは考えませんでした。元オーム信者に共感する部分はもちろんありますが、自分を被害者体質だと、たぶん思っているのだと思います。ある意味元信者たちも被害者と言えますが、かれらは自分が信じた道の先で起こしたこと、サリン事件被害者はまさか自分が巻き込まれるとは思ってはいなかった道の先で起こされたこと。そうですね、そこに実行犯たちの大きな罪があるのですね。

話が逸れてしまいました。長くなって失礼いたしました。また機会がありましたらひとつのテーマで討論形式という企画も面白いと思います。誰と話すこともなく引きこもりの主婦生活につき自分の考えだけに凝り固まりそうで恐ろしく、いろいろな方の考え方を知る機会があることはとてもラッキーなことだと思っています。

<うさお>

先ほどのニュースで18歳の少年の運転する自動車が、歩道にいた看護師を刃ね3人を死に至らしめた事件の裁判を報道していた。ここでふと考えてみました。裁判員制度が始まり、運悪く自分がそれに当たってしまった時に、少しだけ運の良い時は上記の事件のように犯人は確定されており、後は犯人の心理状態を勘案し、刑を決めるだけでよい裁判に当るかもしれない。

逆に更に運の悪い時は、電車の中の痴漢犯罪のように、「犯人はこいつだ」と署に連行された容疑者を裁く場合もあり、冤罪の可能性も内包する事件を受け持たされる。作られた犯人かもしれない事件は、最も嫌いな事件だ。(ここで田原氏から発言の中止を求められるが無視する)

うさおは裁判員に選ばれた場合、自分に強い信念を持ち続けることが出来るか、中立の立場でいられるか、大変疑問である。うさおは最も議論に適さないタイプの人間なのだ。

例えば数人の集団の場合、誰か一人の強いイニシアティブが発揮されると、全員の意見が特定の方向に流してしまうことは充分にありうることだ。うさおなんかは、直ぐ引き摺られるほうだ。声が大きく、確信犯的に自己の採決に酔うタイプの人、最も除外すべき人物なのであるが、会社でも社会でもこのような人物のほうが上に立つ場合が多い。「皆さん、この犯人を許すべきではない！」と言われれば「そうですね〜」と有罪と書きちゃいそうである。

さらに困るのは数回の裁判員を経た後は、事件性があって世間でも騒がれる事件を担当しちゃうと、気分的にハイになり、振りかざさなくても良い正義を振りかざし、犯人かどうか判らない容疑者に「事件は全て解けた、お前が犯人だ！全てまるっとお見通しだあ」と強い言葉で罵倒しそうである。証拠は検察側、弁護側から十分に出されるであろうが、それを分析する能力が自分にあるか大変疑問だ。さすれば計る物差しは己の直感になる。自分に煩うことがあれば、面倒な裁判の審議を行うことより、違うことに気が行っておざなりな結論を与えそうだ。

(再度、田原氏より「黙れ！」と警告が発せられ、「馬鹿っ」と言われるが無視する)

うさおなんかは「死刑」の判定を行ったことを悩みそうだが、時間の経過と言うのは怖いなあ。わたしやあ「死刑」の判定を三回もしましたよと、ご近所に得意になり触れて歩きそうである。私が子供のときに近所のおじさんが、酒に酔いながら大きな声で、「戦争で南支に行った時のことだ、上官が敵兵の首を日本刀で刎ねたところ見た」と得意そうに話していた。

どちらも興味本位が前面に出てきているのがありありで、世の輿感を浴びているのには自分は気がつかない。おっ、ようやく本論に触れてきました。で、何を言いたいのかというと、秘守義務のある業務に携わったときに、自分は秘守出来るか、公平でいられるかである。

今の企業人の多くは「コンプライアンス」という言葉で、思想的に縛られており秘守義務を課せられている。(不穏当な表現だと野次が飛んでくる。)例えば技術士という資格があるが、これには技術士法という枷がありこの義務を怠ると、罰金刑、懲役刑が課せられる。勿論技術士の資格も剥奪される。この裁判員精度で知りえた情報、知識を他に公開した場合で、運悪く世間的に糾弾されちゃうと、うさおは技術士、一級建築士、博士号などの全ての資格・学位を失うことになるかも。だって、それぞれの規約にそう記してあるのだ。こりゃあ、公平性を持たないうさおにはリスクが大きすぎる。

うさおは論理的に事柄が実証された内容のものでないと信用しない狷介な性格なのだ。だが科学的に実証されたものは盲目的に信じてしまう愚鈍さを持っている。DNA 判定の結果でこう出ました。うさおは冤罪者を作ります。方法論を間違えていて違う結果が出てくる可能性があっても、権威のある処の判定結果なら信じ込んでしまいます。

つまりは公平、客観的になんか見れない。特に証人が思い込んでいる事象など、心証の持ち方如何で無罪にも有罪にも働くとすることだから、うさおは性善説ありきと言う観点で、裁判に臨みたい。だから死刑は基本的に無期懲役ということで…。後で悔やまないために。

しかし、裁判員制度以外にもいろいろな問題に対して、ディベートの種が出てきました。

さて侃侃がくがくいろいろな意見が出ています。

さいごに同人誌というのはどうあるべきでしょうか？

●タツノオトシゴ

同人雑誌という緩やかで居心地の良い空間は非政治、非宗教というバリアで守られています。今回のテーマが、あまりにも現実的で、日常の世界に近すぎるため、戸惑いを感じています。現実的な話でも、斜に構えて取り組めれば良いのですが…

何処までも不器用な タツノオトシゴ より

●矢澤

今僕がやっている議論は決して政治色があるわけでもなく、宗教色があるわけでもないと思っているのですが、どうでしょうか？個人攻撃はしない、個人の価値観を強要しない、と言う事が守られていればいいのでは、と思うのですが……

●タツノオトシゴ

>決して政治色があるわけでもなく、宗教色があるわけでもないと思っているのですが、どうでしょうか？

当然、その意識は無い事を分かって書いていますが、過去の歴史を振り返ると、純粋な考えを利用する人達があります。善意の行動の一部分、都合の良い所だけをつまみ食いする人もいます。性善説では生きていきにくい世の中、〇〇危うきに近寄らず・・タツノオトシゴです。(^^ ;

●矢澤

>当然、その意識は無い事を分かって書いていますが、過去の歴史を振り返ると、純粋な考えを利用する人達があります。善意の行動の一部分、都合の良い所だけをつまみ食いする人もいます。

ムムム、そういう人がこのDOKUGAKUの中にいるのか?! そんなことはない!と信じてるんじゃが・・まあ、気軽に行きましょう。近づくも近づかないも自由、入るも入らないも自由ってことで。

●タツノオトシゴ

>ムムム、そういう人がこのDOKUGAKUの中にいるのか?!

そんなことはない!と信じてるんじゃが・・

そういう意味では、全くありませ〜ん(汗;)印刷物として形に残る限り、あらゆる場面が想定されます。別件容疑で、私の事務所に家宅捜査が入り、DGも没収されます。内容からして、「どうも良からぬ連中がいるらしい・・・」となれば一蓮托生で、ご迷惑がかかることもあります、その場合は、平にご容赦を m(____)m

←.....→

●TICA

とまあ、議論は尽きないと思いますが尽きないからこそページの関係もあり、そろそろ締切にしたいと思います。ただいま、まとめに入っています。いま質問が来ている Yukoさんと矢澤さん、Tomy Jr.さんのお返事があれば、そこまでは入れることができるかなといった感じです。今回で収まりきれないときは継続することも考えています。Caccoさんからは添付で提出という形で来たので行きかうメールのお仲間には入っていませんが、DG誌上では入りますのでご承知おきください。

談義は続いています、今回はこの辺でいったんおさめさせていただきます。よろしく願います。

●Cacco

メールが飛び交っております!(^^)!

締切ですが、みなさんの個人原稿シメキリ明日ですが、企画「朝まで生DG」(このタイトルにしました)についてはギリギリまで受け付けますので言い足りないことがある方はなんでもどうぞ(^0^)/心行くまでやりましょう!

←.....→

●TomyJr.

>今僕がやっている議論は決して政治色があるわけでもなく、宗教色があるわけでもないと思っているのですが、どうでしょうか?

タツオトさんほど用心深くはないですが、私も矢澤さんの考えはちょっと無防備というか、無邪気というか脳天気というか甘いと思いますね。本人が意識していなくても、十分に政治的、宗教的な議論にはなり得ます。「アメリカは〇〇だよ。その点、日本はさ、」なんてのは、間

違いなく政治的だし、「非宗教」とか「無宗教」という概念自体が十分に宗教的な議論になっています。

>個人攻撃はしない、個人の価値観を強要しない、と言う事が守られていればいいのでは、と思うのですが・・・

「個人攻撃はしない」というのも大いに怪しい。矢澤さんがそう思っているだけであって、相手が「攻撃された」と取られればセクハラ同様にアウトですし、「個人の価値観を強要しない」なんてのも同じ。「それはおかしいと思うよ」と言っただけで「強要された」と受け取る人はいくらでもいますからね。

●Tommy Jr.

>好奇心を抱くこと自体は全く不謹慎ではないと思います。

僕が不謹慎だと思うのは、事件にあって悲しみに沈んでいる人を横にして、その事件のことを関係ない人がアレコレ無責任に語り合うこと、かな。いや、それも別に不謹慎じゃないんじゃないか、という意見があってもいいと思いますが・・・

一人で興味津々でいるのは不謹慎でなく、その興味を人と話し合うと不謹慎になってしまうのかなあ・・・深く読まない（考えないと）分からない。

そもそも「不謹慎」ってなんでしょう？「謹慎」じゃないこと？じゃ「謹慎」って何？

辞書によれば「不真面目」「つつしみがなさ」「失礼」「かるはずみ」だそうです。

礼を失すること、軽率なこと、周囲の雰囲気を読まないこと、こういう行動だと。

>あと「面白おかしく扱うことは被害者や遺族に失礼である」と批判を受けます。「面白おかしく」という所が問題かな。事件の真実を知ろうとすることと、面白く扱うことと、何が違うんだろう？責任の有無かなあ？良く分かりません。

「面白い」「おかしい」これを目的としていることが問題だということでしょう。「真実を知りたい」これは学問の精神。「世の中に役立てたい」これは善行です。そういう崇高な目的ではなく、単に自分が面白いことおかしいこと、を目的として行なうことが問題だと。

>人の生命がかかっているような大事なことは、真剣に真面目に「知る権利」を行使する権利と言うのは僕はあまり好きな言葉ではないのだけれど、「知りたい」という気持ちは非常によく分かる。「公」の事については市民が「知る権利」がある、と思います。自民党の内部でどんな事が話し合われたのか、知る権利がある。だが「私」に属することはプライバシーの方が「知る権利」より大事だと思う。我が家の昨夜の晩御飯が何であったか、それは隣の人に知る権利はない。それは個人の自由の尊重につながると 思います。

そもそも「知る権利」ってどこに記されているのでしょうか？憲法でしょうか？誰によって権利が与えられているのでしょうか？「国民の知る権利」と言われるものは、きっと民主主義だからでしょう。民主主義で国民が為政するためには、国政を行なうために必要な情報を得なければならない。ゆえに「知る権利」が発生するのではないのでしょうか？だったら、国政を行なうために不要な情報を知る権利などありませんよね。

>じゃあ「公」と「私」の線引きはどこで行われるのか、これは良く分からない。歴史上の事件は多くが「公」に属するので、知る権利に曝されて然るべきだと思います。まだ現代に近くても、ブータンだかネパールだかの王家で起きた殺害事件についても、やっぱり知る権利を

主張したいなあ。

ブータンやネパールの王家で起きたことは我々日本人にとって国政に必要なではないので、その国民にとっては権利あるでしょうが、我々には知る権利などないでしょうね。

>その被害者の遺族に対する感情ですか。あまり遠慮がないのも事実ですね。そもそもあまり遺族が悲しんでいるイメージがないのだけれど、それは僕の勝手なんでしょうね。

いろんな人の感情に配慮していたら実際、何も言えなくなります。重要なのは、「配慮すべき」と「いうべき」の優先順位でしょう。とつても重要だったら、ある程度の配慮は欠いても言うべきだし、言うことには大した意味が無いなら、配慮を優先すべきなのでしょう。

>いや、僕の言いたいことは、マスコミが知っていることを平等に報道すべきだ、ということです。おそらくマスコミは検察側、弁護側、両方の主張を聞く機会があつて、両方知っているはずなのに、一方の意見ばかりを扇情的に報道するきらいがある。それを是正して欲しい。読者を一方の方向に誘導するような報道は止めて欲しい。

両論をとり上げるのはジャーナリズムの原則ではありますが、機械的に同じスペースを割いて同じように扱うべきだというなら、全ての新聞は、あの「政見放送」のように無味乾燥でつまらないものに成り下がるでしょう。メディアは文字通り媒体ではありますが、自らの判断能力や見識も問われるものです。両者の言い分を公平に掲載するのはジャーナリズムの怠慢であり、メディアの自殺でもあると思います。

>当然です。記者は自分が納得できないまま記事は書けませんから自分なりに納得のいくストーリーを組み立てるからです。両方の意見を平等に扱う力のない記者は記者であるべきではない。そんな無能な記者が溢れることは社会の害である。

逆です。「両方の意見を平等に扱う」だけなら力のない記者で充分です。それこそ「無能な記者」です。矢澤さんが記者に求めていることはジャーナリズムではなく、政府広報や政見放送のような血の通わないものです。矢澤さんが記者になって「国民に真実をつたえたい」と真剣に考えたら、きっと、「両方の意見を平等に扱う」ことはしないとしますよ。自らの判断能力や思考力があるわけですから。

● y u k o

質問というのは矢澤さんからのものですよね。TICAさんのおっしゃるように議論も一段落、締切ですので私の回答は DG 誌上で・・・という事にさせて下さい。皆様のご意見、興味深かったです。

←-----▶

● y u k o

> 犯人をどんな理由があるにせよ、許せない。という気持ちは分からないでもないですが、報道の裏にどんな事があるのだろうという好奇心は湧きませんか？

好奇心というのは湧かないですが、報道のあり方に問題があると感じる事があります。

山口の光市の事件については、犯人を許したくないのには訳があります。

この事件の被害者である本村さんは、単に被害者として許せないという思いだけでなく、そういう犯罪を今後若者が犯すことのないように、との思いから働きかけています。

若い人の中には、少年の心理状態、環境に同情的な意見もあり、弁護士団も、そういう少年を少しでも救ってやりたいという純粋な思いから動いているのだらうとは思いますが。

でも、だからといって、罪は罪なのです。少年が心から自分の犯してしまった事に気づき、後悔し、謝罪をした上なら、それも認められる。でも、今の状態では少年は自分の犯した罪を自分のおかれた状況の為と錯覚し、結局自分以外の誰かのせいにしたままになってしまう。その方がおそろしい・・・本村さんは少年を憎んで憎んで憎んで・・・憎みながらも、心の何処かで少年に対する思いも徐々に変わってきている自分をきちんと見つめています。彼が行っている講演は、犯罪を犯したその犯人に対する憎しみではなく、こういう犯罪をどうすればなくせるのか・・・という内容です。少年犯罪の多くはその環境に左右される。少年の心は複雑です。

最近の本村さんの表情は、事件直後のとがったものではなく、穏やかで、松本サリン事件の河野さんに通じるものがあります。

私的にはこういう事件ではなく、戦後の日本の闇の中で葬られた、いわれなき死刑囚

の知られなかった真実・・・とかを掘り下げる。それならば、断然興味もあるし、実際に調べてみたい事件もあります。こんなでは答えにならないでしょうか？

y u k oさん、ていねいな返信ありがとうございました。

さて、ここでみなさんのメールも打ち止めに。言いたいことは言い尽くせたでしょうか？

ご要望があればTICAさんも言うように次号に続く！ももちろんアリです！(^)!

みなさんからいただいたメールをできるだけ日付に沿って並べたつもりですが、わかりにくいところも多々あったかもしれません。しかもかわいい絵とかのおあいそもなくて、これを読むのは根性がいらいますね！！

間違いのご指摘、こうしたほうが見やすいなどなど、ありましたら編集C a c c oまでお知らせください。激論！「朝まで生DG」の反論・感想もどしどし掲示板にお寄せください！

思いもかけず白熱した展開となった今回の企画。ひょうたんから駒は出たでしょうか？

(臺が立った江口ともみ風・・・他の番組じゃあ？・・・)

激論！ 朝まで生DG!



まだまだ続く？